

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年からA県B市内の鋳物工場で鋳物工として就労した後、昭和○年○月、同市所在の会社Cに入社し、約8年間グライNDER工として、水栓金具の研磨作業に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成○年○月○日じん肺管理区分「管理2」の決定を受け、同年○月○日続発性気管支炎が業務上疾病と認定されて療養を受けていたが、平成○年○月○日、肺炎となり呼吸不全で死亡したとしている。死亡診断書には、直接死因として「肺炎・呼吸不全」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「塵肺・心房細動」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人らは、被災者は、じん肺に合併した続発性気管支炎が増悪して肺炎を発症し死亡した旨主張しているので、検討すると次のとおりである。

(1) 被災者の診断書（じん肺用）によれば、平成○年○月○日及び平成○年○月○日の胸部X線所見は、いずれも1型（粒状影が少数認められるもの）であることが認められる。同時に行われた肺機能検査では、1秒率については、平成○年：52.1%、平成○年：46.4%と低下しているが、両年ともに年齢別限界値（68歳：44.86%、70歳：44.11%）を下回っておらず、著しい肺機能の障害は認められない。これらの検査所見から被災者のじん肺管理区分は、死亡する約1か月前の時点において、平成○年に決定されたとされるじん肺管理区分「管理2」（X線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能障害がないと認められるもの）と同じであり、悪化していないことが認められる。

したがって、被災者のじん肺の状態は、死亡する約1か月前の時点で、直ちに呼吸不全を発症するほどの重篤な状態ではなかったと認められる。

(2) また、被災者の直接死因は、D医師作成の死亡診断書によれば、「肺炎・呼吸不全」である。同医師の意見書によれば、死亡に至る症状等の経過に加え、死後の胸部CT所見上、両側肺炎を認めたことが上記診断の主な根拠となっており、死後の胸部CT所見上、右下葉に肺炎が明らかに認められると意見しており、両医師の診断は、肺炎の部位及び範囲については一致していないものの、肺炎の診断自体については一致しており、被災者が

死亡時に肺炎にり患していたことは間違いないと思料する。

- (3) さらに、被災者の肺炎の発症時期は特定し得ないが、D医師の意見書によれば、平成〇年〇月〇日頃より喘鳴出現とあり、同時期に発症したことが推測される。主治医は、続発性気管支炎の増悪が被災者の肺炎の原因としているが、その主な根拠は、平成〇年〇月〇日の血液検査における炎症指標CRPの軽度上昇のみであり、被災者において続発性気管支炎が悪化して肺炎の発症に至ったとする臨床経過は確認されていない。また、同医師は、じん肺症において肺炎による死亡が多いことも被災者の肺炎が続発性気管支炎の増悪によって発症したことの根拠に挙げているが、じん肺症における肺炎の原因は単一ではなく、同医師の示した文献にも続発性気管支炎の増悪が肺炎の主因であるとする記述も根拠も述べられていない。したがって、被災者の肺炎の原因は、D医師の意見書のとおり不明と言わざるを得ない。

- (4) 被災者の直接死因は死亡診断書においては、「肺炎・呼吸不全」である。しかしながら、被災者の肺機能は、死亡する約1か月前の時点で著しい障害を認めておらず、この時点から急速に重篤な呼吸不全に悪化する可能性は低い。また、被災者に認められる肺炎が続発性気管支炎の悪化によって発症したとする客観的根拠は乏しい。この点について、E医師は、「F病院に救急搬送された時には心肺停止状態であり、その後回復せず死亡に至ったことが診療録より読み取れる。心肺停止に至った原因は、検査もされておらず不明である。CT上、右下葉肺炎は明らかであるが、これが直接の原因か否かもわからない。」と述べている。加えて、被災者は、じん肺症以外に狭心症、僧帽弁狭窄症、うっ血性心不全、心房細動等の心疾患で療養中であり、被災者が救急受診したF病院の血液検査において急性心筋障害に特異的に認められる心筋蛋白トロポニンIの血中濃度上昇を認めていることから、心臓死の可能性も否定できない。

したがって、当審査会としても、被災者の死因は不明であり、被災者の肺炎及び死亡のいずれにおいても、じん肺との間に相当因果関係を認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。